7　(1)　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

(2)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款に基づいて行う生産物又は役務の供給から生ずる所得に関する全てのインドネシアの財政課徴金及び租税を負担する。

(3)　インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社自身の資材及び設備であって付表１欄に掲げる事業計画の実施に必要なものの輸入及び再輸出に関する全てのインドネシアの関税及び関連の財政課徴金を負担する。

8　インドネシア共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が、この了解に基づく両政府の権利及び義務に影響を及ぼすことなく、インドネシア共和国の関係法令に従って、適正にかつ専ら付表１欄に掲げる事業計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、付表１欄に掲げる事業計画の実施に従事する者及びインドネシア共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び付表１欄に掲げる事業計画の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び付表１欄に掲げる事業計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年八月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　鹿取克章

インドネシア共和国
財務省債務管理総局長　ラフマット・ワルヤント閣下

付表

1	2	3		4	5
事業計画名	供与限度額	利子率（パーセント）		償還期間	支出期間（借款契約の発効の日の後）
1　インドラマユ石炭火力発電計画（調査・設計等のための役務）	十七億二千七百万円	○・一	○・三	十年の据置期間の後三十年	九年
2　地熱開発促進プログラム	五百五十二億九千九百万円	○・一	○・三	十年の据置期間の後三十年	九年
		コンサルタントに対する支払部分			

総　額　七百三十九億四千二百万円

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年八月十八日にジャカルタで

インドネシア共和国
財務省債務管理総局長　ラフマット・ワルヤント

3		一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
バンドン市内有料道路計画	百三十六億五百万円	○・一		
		コンサルタントに対する支払部分		
4	三十三億千百万円	一・四	七年の据置期間の後十八年	七年
チタルム川上流支川流域洪水対策セクターローン		○・一		
		コンサルタントに対する支払部分		

在インドネシア共和国
日本国特命全権大使　鹿取克章閣下

○外務省告示第三百四十四号

平成二十三年九月二十七日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十三年十月十一日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、フィリピン共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九十二億四千四百万円（九、二四四、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、森林管理計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、フィリピン共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、フィリピン共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・三パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。